「令和7年度福岡県庁オフィス整備事業」業務委託 事業者選定要領

1 趣旨

この要領は「令和7年度福岡県庁オフィス整備事業」に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「令和7年度福岡県庁オフィス整備事業」業務 受託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

3 評価対象項目及び配点

評価対象項目及び各項目の配点は以下の通り定める(100点満点)。

項目番号	審査項目	審査の視点		
1	基本方針	オフィス整備を通じて、本県職員の働き方に変革をもたらすことが期待できる基本方針が策 定されているか		
2		本事業の業務遂行のための体制が構築されているか		
3	業務実施体制	提案者の部門ごとの担当業務が明確になっているか	5	
4		オフィス整備所属との調整に臨機応変に対応できると判断できるか		
5	プロジェクト管理	オフィス整備所属が主体的にオフィスを検討できる手法が示されているか	10	
6		業務完了までに事務局やオフィス整備所属が取り組むべき項目について明確となっている か	10	
7		無理なく効率的に本業務を遂行できるスケジュールとなっているか	10	
8	先行整備所属 レイアウト	先行整備所属の仕様を満たしつつ、空間的なゆとりのあるスペースが設計されているか	10	
9		職員採用など、対外的にPRできるようなレイアウト案となっているか	10	
10	次年度以降の取組 への波及	今後もオフィス改革を行っていく場合、どのような環境を創出すべきか、他自治体等の例を 用いて説得力のある説明となっているか	10	
11		執務室で要している費用(電気代、紙の購入費等)の低減に対するアイデアが盛り込まれているか	5	
12	業務実績	務実績 他自治体、民間企業も含め、過去5年で類似の業務実績		
13	ご事のまではなが	先行整備所属の所要経費積算が、仕様を満たしつつ、効率的な内容となっているか	10	
14	所要経費の効率性	事業全体の所要経費の積算について、全てのオフィス整備所属が、先行整備所属の水準で整備されることが期待できる内容となっているか	10	

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は提出された企画提案書を確認し、「3 評価対象項目及び配点」の項目でとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 事務局は、各委員の点数を項目ごとに合算し、総合得点を算出する。

基準	15 点満点	10 点満点	5 点満点
極めて優れている	15	10	5
優れている	10	7	3
普通である	8	5	2
不十分である	3	2	1
極めて不十分である	0	0	0

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき 採点し、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った 事業者を次点候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高得点の事業者が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を 受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定す る。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、各委員の総合得点がそれぞれ 60 点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 選定委員会により選出された事業受託候補者と県で、契約内容及び業務仕様書の内容 を協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。